

# 小松島市有機農業推進計画（第2期）概要

## 第1 はじめに

### 1 計画策定の趣旨

小松島市有機農業推進計画（第2期）（以下「市推進計画（第2期）」という。）は、有機農業の推進に関する法律（以下「有機農業推進法」という。）等に基づき、有機農業や環境に配慮した農業への取組を一層促進し、有機農業が本市農業の一翼を担うことを目指すために策定するものです。

市推進計画（第2期）では、有機農業における栽培技術の開発・普及や有機農業者等への支援、市民の理解・関心の増進等、有機農業を推進するための条件整備に取り組み、高品質で多収穫な有機農産物づくりを推進し、有機JAS取得に限らず、食味や栄養価、抗酸化力等の機能性の向上を目指す実質的な有機農業に取り組む農業者を支援することで、自然循環機能の増進、環境への負荷の大幅な低減、生物多様性の保全等といった有機農業の有する多面的機能を活かしていく取り組みを幅広く支援します。

### 2 有機農業の定義

有機農業推進法第2条の規定に準じ、有機農業とは、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義します。

### 3 有機農業の現状と課題

#### (1) 現状

本市で現在把握している有機農業者は46名、エコファーマーは80名となっており、後者については、平成23年当初計画（現状）から1.6倍に増加しており、有機JAS認定を受けず実質的に有機農業に取り組んでいる生産者も増加しています。

#### (2) 課題

生産面では、施肥・土づくりに生産コストが多くかかることや、雑草除去作業や病害虫などの対策に多くの労力がかかること、生産物に対する販売価格の設定と販路開拓が難しいこと、また、消費者面では、環境への負荷の低減機能や慣行栽培に比べて労力・コストがかかることなどへの理解が十分には進んでいないなどにより、生産拡大につながらない要因の一つになっています。

### 4 市推進計画（第2期）の位置づけ

本推進計画は、国の「基本方針<sup>\*</sup>」及び「徳島県有機農業推進計画（第2期）」

を踏まえ、たうえで、「小松島市第5次総合計画」に基づき、市が推進する有機農業の基本的な考え方や施策、今後4年間に実施する具体的な取組等を示すものです。

※「有機農業の推進に関する基本的な方針」（平成26年4月25日 農林水産大臣公表）

## 第2 有機農業の推進及び普及に関する事項

### 1 目標の考え方

本市の有機農業の現状と課題を踏まえ、有機農業推進法の「基本方針」に即し、農業者が有機農業に取り組み易くすることを目指します。

### 2 有機農業の推進及び普及の目標

- (1) 有機農業に関する技術の研究開発・体系化  
有機農業者等と連携し、既に開発されている農業技術との適切な組み合わせ等による技術体系の構築を行います。
- (2) 有機農業に関する連携の強化  
関係機関等と連携し、技術相談や情報提供を行います。
- (3) 有機農業に関する生産者及び消費者の理解の増進  
消費者が生産者と交流し、有機農業とふれあう機会を創出します。

## 第3 有機農業の推進に関する施策

### 1 有機農業の取組に対する支援

- (1) 各関係機関と連携・協力し、有機農業に関する研修会や栽培技術に関する講習会等の開催や、研修受入れ先の情報提供を行います。
- (2) 地元の未利用有機質資源を原料とするたい肥等の生産施設の整備促進や、必要なハード面の補助等について関係機関等と連携・協力し、実施に努めます。
- (3) 各地域で行われている環境負荷を低減する取組を支援します。
- (4) 有機農業をめざした段階的な取組みや、品目ごとに円滑に有機農業への転換が図れるように、情報提供を行います。
- (5) 有機JAS認定を受けようとする農業者に対し、必要に応じた支援、情報提供を行います。
- (6) 土壌診断に基づく施肥設計を行い、たい肥等の適正施用を行う土づくりを支援します。
- (7) 有機農業者間の情報交換や情報の共有化を促す環境づくりを行うとともに、本市の気象条件・立地条件に適した技術体系を構築し、情報提供を行います。

### 2 新規就農者への支援

- (1) 「小松島有機農業サポートセンター」への研修相談や情報提供等を行います。
- (2) 本市への有機農業による定住を希望する者に対して、協議会が設立した「就農準備訓練センター」での研修等の支援や受け入れ先の情報提供を行います。
- (3) 農地が必要な場合は、農地中間管理機構の活用や農業委員会等を通じて農地の情報提供を行います。
- (4) 各関係機関と連携協力し総合的に支援します。

### **3 有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援**

- (1) 販路確保のため、情報を収集し提供を行います。
- (2) 消費者に対する販売促進やPR等を行います。
- (3) 学校給食等での市内における有機農産物の消費拡大を図ります。

### **4 消費者の理解と関心の増進**

- (1) 有機農業等の各種表示制度並びに検査認証制度への普及啓発や情報提供を行います。
- (2) 有機農業の環境面に対する効果について周知を図ります。
- (3) インターネットを活用した情報発信を行います。

## **第4 その他**

### **1 有機農業の推進体制の整備**

「市推進計画（第2期）」に基づく取組を進めるため、各関係機関と連携し推進体制を整備します。

### **2 有機農業者等の意見の反映**

小松島市生物多様性農業推進協議会や有機農業者等から出された幅広い意見や提言を受け、施策を展開します。

### **3 小松島市推進計画の期間**

「市推進計画（第2期）」の期間は、平成30年度までとします。